

「コピーレフト」とは何か

八田真行

2002年8月20日

概要

Linux カーネルにはライセンスとして GNU GPL が適用されている、とは良く聞かすが、Linux カーネルにはコピーレフトが主張されている、という表現はほとんど耳にしない。エリック・S・レイモンドの「伽藍とバザール」[6] 発表以降「オープンソース」という言葉が人口に膾炙したのとは裏腹に、リチャード・M・ストールマン率いるフリーソフトウェア財団の中心概念とも言うべき「コピーレフト」に関しては、(少なくとも日本では) 未だ正確な理解が広まっていないようである。本稿では、現在のオープンソース/フリーソフトウェア隆盛の礎の一つであるコピーレフトという概念をその起源からたどり、情報経済学、社会学、法学の各理論から得られる知見を援用しながらその意味と射程を探ってみたい。

1 はじめに

近年の GNU/Linux の普及と市場拡大は目覚ましい勢いであるが、その裏でリチャード・M・ストールマン率いる GNU プロジェクトの足かけ 20 年間に渡る活動の蓄積が大きな役割を果たしたことは否定できない。GNU Emacs や GCC(GNU Compiler Collections) に代表される GNU ソフトウェアが果たした功績は言うまでもないが、GNU プロジェクトが Linux カーネルの開発過程にもたらした最大の恩恵は、実はその主要なライセンス GNU GPL(一般公衆利用許諾契約書) とその背後にある「コピーレフト (copyleft)」の思想にあると考えられる。以下ではこれまで情報が乏しく誤解されがちだったコピーレフトの概念について解説と考察を加え、今後の展望を探ってみることにする。

2 コピーレフトの歴史

まず、「コピーレフト」という概念がいかんにして生まれてきたのかを、ストールマンや FSF/GNU プロジェクトの歴史と絡めて簡単に振り返ってみたい。

2.1 前史

自伝的な色彩の強い [14] によれば、当時の彼の職場である MIT AI ラボのハッカー・コミュニティが、ソフトウェア^{*1}が売り物になることを知った企業の引き抜きに遭って 1981 年前後から衰退・崩壊の一途を辿り、ソースコードが自由に利用できないソフトウェアが普及するようになった^{*2}。1971 年より^{*3}MIT の研究員と

^{*1} 著作権法上保護の対象になるのは「プログラムの著作物」だが、以下では文脈に応じてソフトウェア、プログラムの両方の語をあまり明確に区別せず使うことにする。

^{*2} ちなみに細々と BASIC 処理系を売っていたマイクロソフトが IBM と契約を結び、MS-DOS を開発し始めたのが 1980 年である。

^{*3} ストールマンが Harvard 大学を卒業したのは 1973 年。彼は 1953 年、ニューヨーク州マンハッタンの生まれ。

して様々なソフトウェアの開発に従事し、共有と公開を是とする初期ハッカー文化にどっぷり浸かって育ったストールマンはこの事態を憂え、対抗策を練り始めた。それがかなり明瞭な形で初めて表に出たのが1983年9月27日、「Unixを解放せよ! (Free Unix!)」から始まるネットニュースへの投稿 [7] である。

ここで彼は、Unixと互換性のあるオペレーティングシステム一式を一から自分で書くつもりであること、それがGNU(GNU's Not Unix)と呼ばれること、そしてそれはNDAや閉鎖的なソフトウェアライセンスに反対するためであること、という現在まで続くGNUプロジェクトの核となるポリシーを公にした。ところが、ここではまだソフトウェアの流通に関しては「使いたい人には無料であげる (give it away free to everyone who can use it)」と言う程度の、むしろ後には否定するような価格に関する形容しか使っておらず、コピーレフトという概念も用語も登場しない。この時点では、まだ無料で入手できるか否かという程度の発想しか無かったようだ。

2.2 概念としてのコピーレフト

概念としてのコピーレフトの登場は、2年後の1985年にDr. Dobbs's Journal誌上で発表された [15] を待たねばならない。1984年1月、雇用主であるMITが自分のソフトウェアに権利を主張することを恐れたストールマンはMITを退職し、その後約1年に渡ってEmacsを始めとするGNUソフトウェアの開発に没頭することになる。Emacsがある程度形になった段階で、Emacsを欲しがる外部の人間に対し、EmacsをFTPによるネットワーク経由ではなく当時の主要な頒布媒体のテープ^{*4}で送る必要に迫られたストールマンは、彼の目的にとって「無料で」頒布することを強制するのはあまり意味が無いどころか頒布者のインセンティブを殺ぐという点で逆効果であること、むしろ彼から直接頒布されたかどうかを問わず、何らかの形でテープを手に入れた受領者の全員が受け取ったプログラムを自由に扱えること、特に再頒布と改変を行う権利が保障されていることの方が重要だということに気づいた。この着想を明文化したのが、[15]内の以下の文章である。

「GNUはパブリックドメインに置かれているわけではありません。GNUを改変したり再頒布したりするのは誰でも自由ですが、頒布者がより強い制限を再頒布に課すことは許されません。すなわち、独占的 (proprietary) な改変は許可されません。私は、すべてのバージョンのGNUが自由であり続けることを保証したいのです。」^{*5}

ここで、ついにコピーレフトの概念がまとまった形で登場する。コピーレフト自体についての詳しい解説は次節に譲るが、コピーレフトを語る上での主要な要素がこの簡潔な文の中にほぼ出尽くしている点に注目して頂きたい。コピーレフトとは、本質的にシンプルな概念なのである。

しかしながら、ここでもまだ「コピーレフト」という語自体は登場しない。しばらくは、「GNUの頒布方針 (the distribution concept)」というような無味乾燥かつGNUそのものと切り離せない名称で呼ばれていたとおぼしい。

^{*4} もちろんテープ自体無料ではない。[14]によれば当時ストールマンは手数料として150ドルを請求していた。もし当時すでにインターネットが普及していて、頒布コストが安価であったならば、コピーレフトは生まれなかったかも知れない。

^{*5} 以下、英語原文を引用する場合は筆者が訳したものを掲載する。誤訳の無いよう留意したが、対応する原文は容易に見つけられるはずなので適宜原文を参照されたい。

2.3 ジョークとしての「コピーレフト」

いつから「コピーレフト」という語が使われるようになったのかはあまりはっきりしないのだが、ストールマン自身は以下のように述べている [14]。

「1984 年か 5 年に、非常に想像力豊かな Don Hopkins 氏が手紙をくれました。封筒にいくつか面白い事が書いてあったのですが、その一つが『Copyleft—all rights reversed.』というものでした。そこで、当時考えていた頒布に関するコンセプトを表現するのに、この「コピーレフト」という語を使ったのです。」

また、初期の GNU プロジェクトの雰囲気を知る上でほぼ唯一と言って良い貴重なドキュメントである [18] では、ストールマンはコピーレフトを「賢いジョークの王様」だと呼んでいる。

すなわち、「コピーレフト」とは、元々はちょっとした、それも GNU プロジェクトとは直接関係の無いところから得られたジョークに出てきた語だったのを、ストールマンが面白半分に愛称としてつけたものであることが分かる。

たまた、copyleft という語からいわば逆算して、コピーレフトは左翼・共産主義的思想から生まれたという主張をする人がいるが^{*6}、真相は逆で、名前は後からつけられたことに留意して頂きたい。

ストールマンは 60 年代末から 70 年代にかけてのカウンターカルチャー全盛時に青春を送っており、また彼自身は [15] や [18] の一部にも見られるように強固な反商業主義者のモラリストであるが、いわゆるマルクス主義に影響を受けた痕跡はほとんどない^{*7}。むしろ、結果的にマルクスと同じ地平に到達してしまったというのが正確だろう。

なお、この後彼は 1986 年 2 月にはフリーソフトウェア財団 (Free Software Foundation) を設立、この団体が寄付の受付など GNU プロジェクトの対外的な顔となったことを付け加えておく。

3 コピーレフトの構造

次に、コピーレフトという概念の内部構造を少し詳しく見てみよう。

先ほどのコピーレフトの定義を再掲する。ストールマンが書いた様々な文書では、(多少の表現の差異はあるが) この定義と同等のものが繰り返し登場している。

「GNU はパブリックドメインに置かれているわけではありません。GNU を改変したり再頒布したりするのは誰でも自由ですが、頒布者がより強い制限を再頒布に課することは許されません。すなわち、独占的 (proprietary) な改変は許可されません。私は、すべてのバージョンの GNU が自由であり続けることを保証したいのです。」

この定義にはいくつかの要素が含まれている。分解して吟味してみよう。

^{*6} ちなみに、[18] でストールマンは「いわゆる copyleft というのはジョークなんだ。なぜならば、単語のライト (right) には 2 つの異なる意味があるからだ。もちろん、政治における右翼と左翼というものもあるけどね。知っていると思うが、copyright は右翼の目的のために使われる。それは、人々を平等にして自由を広めるということだ。(下線筆者)」と述べているが、本気なのかジョークなのか誤訳なのか筆者には分からない。

^{*7} ストールマンの著作内に、いわゆるマルクス主義的なジャーゴンやロジックを見つけることは困難である。

■**パブリックドメインではない** コピーレフトが主張される著作物は、パブリックドメイン (公有) ではない。すなわち、著作権者の権利、具体的には著作権が主張されるということであり、またそれが侵害された場合に著作権者は権利を行使して適切な対抗手段を取るということでもある。この時点で、コピーレフトは著作権、あるいは私的財産権の存在を前提としているということが分かる。

■**改変・再頒布は誰でも自由** そもそもストールマンが保障したかったのがこの二つの権利である。また、「誰でも」という所に注目しよう。コピーレフトが主張される著作物を頒布された受領者は、権利において平等なのだ。

■**頒布者がより強い制限を再頒布に課すことは許されない** これが、コピーレフトの中心となるアイデアであり最も重要なポイントである。ここでは、ある頒布者が恣意的に他の頒布者の権利を奪うことを禁じているのだが、それを保障するのが、著作権を持ち行使できる著作権者の存在とそのコミットメントだ。

■**独占的** ここで、コピーレフトの対立概念の一つとして「独占的」^{*8}なソフトウェアが登場する。「独占」という概念に関する定義は [11] に詳しいが、簡単にまとめてしまえば改変や再頒布が禁じられている著作物のことだ。ストールマンは一環して独占的なソフトウェアライセンスに反対しているが、それは (彼の言に従えば) 「人々が協力しようとするのを損なうから倫理的に問題がある」からである。この点に関して、より功利主義的にこの問題を捉えたのがエリック・S・レイモンドらが提唱した「オープンソース」のロジック^{*9}と言える。

■**自由であり続けることを保障** コピーレフトが扱っているのは、基本的に異時点間における権利の相互譲渡である。ある時点でコピーレフトが主張された著作物は、未来永劫コピーレフトでなければならない。注意すべきなのは、契約の一回性により著作権者自身は提示するライセンスを変更することができるという点である。例えば、著作権者はある著作物の新版を独占的なライセンスで公開し直すことができる。ただしそれまでの版では、受領者との間で契約が成立してしまっているので未来永劫コピーレフトが主張され、そのことに関して著作権者は口を挟む権限がない。

3.1 コピーレフトの特徴

コピーレフトとは上記のようにごく単純なものなのだが、実はいくつかのパラドキシカルな構造を内包しており、それだけで興味深い。すべてではないがいくつか挙げてみよう。

まず、頒布を受けた受領者間の平等を謳う一方で、著作権者と頒布を受けた受領者の間にはその権利にはっきりとした差が存在する。ところが、前述したようにこれこそが第三者の介入を防ぎコピーレフトの時間を通じた安定性を保障する源なのである。

より大きく捉えれば、そもそもコピーレフトのような「制度」で規制することにより、個々の自由を最大限確保しようとしているということ自体が、ある種逆説的だ^{*10}。

加えて、すでにお気づきの方もるように、コピーレフトという概念が成立する過程には、ストールマンという個人が GNU 開発を進めていく上で経験した出来事が色濃く投影されている。コピーレフトはあくまで現実の必要から帰納的に生まれた発想であり、決して何らかの既成の主義主張から演繹的に求められたものでは

^{*8} 「専有」という訳がつけられることもある。

^{*9} 例えば [6] を参照。ストールマン的な視点からのオープンソース批判としては [8] がある。

^{*10} 尤も、公共経済学の分野では法による介入が社会厚生を高める場合があるという議論が確立されている (「入会地の悲劇」の例)

ない。

ところが、コピーレフトという概念そのものにはストールマン個人の思想の過剰な部分、それこそフリーソフトウェアによる社会改革を訴えてしまうような [9] 理想主義的な面が全く欠落している。コピーレフトは思想ではなく抽象的なルールなのである。

この、コピーレフトが思想的なバイアスと無縁であるということこそが、そのままでは一個人、あるいはせいぜい一プロジェクトにしか通用しない特殊な概念に過ぎなかった「GNU の頒布方針」が、GNU やストールマンという存在から切り離されて著作物全般に適用可能な普遍的概念にまで昇華し得た理由なのだ。

しかし、コピーレフトだけでは、興味深い机上の空論というだけのことである。コピーレフトが、特に GNU/Linux が普及した 1990 年代後半に影響力を増したのは、その理想を現実の法制度の下で実現するべく GNU 一般公衆利用許諾契約書 (GPL) とその眷属が準備されていたからであった。

3.2 コピーレフトと共産主義

コピーレフトと共産主義との関連について一言付け加えておく。

「コピーレフトは共産主義ではないか」という批判は多く、FSF 等の活動を「ネットワーク共産主義」と呼ぶ向きもある。おそらく、公有、共有という用語が原始共産制を想起するのであろう。共産主義というのも多層的な概念なので一概には言えないのだが、私たちが旧ソヴィエト連邦などで目撃した社会主義体制とコピーレフトが相容れないことは今までの議論で明らかになっているように思う。

というのは、いわゆる共産主義体制では国家が全ての私有財産を国有化し、それを平等に再分配するという私有財産制の否定を前提としている。しかしながら、コピーレフトでは権利を有しているのはあくまでも著作権者であり、どこか中央に権利を集約する存在があるわけではない。GNU GPL 等を握る FSF があるではないかと言う反論もあり得るが、ライセンスを選んで適用するのは著作権者であり、著作権者が適用したライセンスに関して FSF は何の権限もない^{*11}。むしろ、著作権者が適用しているのは GPL に一言一句までよく似た独自のライセンスであると考えた方が正確かもしれないのだ。

4 コピーレフトと著作権

GNU GPL など一連のコピーレフト・ライセンスについて語る前に、まずそもそもこれまで無反省に使ってきた「著作権」とは何かを考えてみたい。

4.1 著作者の権利とコピーライト

著作権の法制史に関してあまり詳しく述べる紙幅はないが、[17] によればそもそも著作権はその発祥において二種の異なる権利から構成されていた。一つは作品の創造主としての著作者に公表権、氏名表示権、剽窃を禁じる権利などを認める「著作者の権利」である。もう一つは中世の写本権に端を発する「コピーライト」であり、著作物の複製に関して著作者ではなく出版者に排他的な独占権を認めるものであった。なお現行の日本著作権法では前者が「著作者人格権」、後者が「著作権」として明確に分離されており、著作者人格権は一身専属的で譲渡できず (著作権法第 59 条)、一方著作権は譲渡でき、また著作者の死後も 50 年間継続する (同第 61 条)。

^{*11} 同種のロジックは BSD ライセンスの問題にも登場する。[12] 参照。

著作権者の権利に関しては、ジョン・ロックの議論以来自然権に基づく財産権の一つとしてほとんど疑問の余地がない[19]。また、前述の通りそもそも著作権者が誰か同定できるということがコピーレフト・システムの根幹なので、「著作権者の権利」はコピーレフトにおいても重要である。しかし、元来出版者が作家から所有権の一部を金銭で買い取り、それを根拠として行使していた「コピーライト」に関しては、すでに歴史的役割を終えたという判断が成立するのではないか。

4.2 「コピーライト」の限界

印刷業の黎明期からつい最近に至るまで、コピーライトが多様な著作物の出版をインセンティブを与えると意味で社会厚生上重要な役割を果たしたのは疑いようがない。しかしこの論理には、そもそも出版や複製が一般人には困難であるという仮定が隠されている。その困難さは実は技術的な要因に過ぎず、技術が進歩した現代では必ずしもアブリアリに前提できるものではないというのがコピーライト批判の肝である。

例えば音楽を例に取ってみよう。かつて、コンテンツとしての音楽とメディアとしてのアナログ盤 LP は分かちがたい存在であった。カセットテープの登場以降はある程度の複製が可能となったが、音質、すなわち情報の劣化は避けがたかつたし、再コピーはさらなる音質の劣化を伴った。

ところが、最近では簡単に CD から音楽情報を吸い出すことができる。デジタルメディアという CD の特性から、基本的に CD を CD-R に焼いたものは情報としては等価であり、劣化はあり得ない。

すなわち、CD などの媒体 (メディア) と実際の音楽情報であるコンテンツが簡単に分離されるようになってきたのである。コピーライトでは、暗黙のうちに媒体とコンテンツが分離できないということを想定し、それによって本来無体物である情報財があたかも有体物であるかのような擬制を用いて出版者^{*12}の権利を守ってきた。しかし、メディアとコンテンツが簡単に分離でき、限界費用^{*13}が事実上ゼロで無限に複製できるという無体物としての情報財の特異な性質があらわになった現在、複製を制限することで利潤を得るには本質的に困難が伴う。一連の P2P 訴訟などでも見られたように、日進月歩で技術が進歩し、インターネットを介して情報が世界を駆けめぐる現在、違法複製 (海賊版) を監視するには多大な社会的コストがかかる。その上、不自然な法理や技術に頼らざるを得ず、不便さなど弊害が多くなり一般の支持が得にくい。CCCD が不人気なのは、それが「できるものをできなくする」という意味で本質的に不合理な技術だからである。

同じく無体物の情報財であるソフトウェアでも事態は同じだ。特に、ソフトウェアに関してはそもそも複製という行為自体の定義が曖昧である。HDD からメモリに読み出すこと自体が「コピー」なのか? 同じ HDD の中での移動もコピーなのだろうか? そもそも、こんなに簡単に複製できるものをなぜ規制するのだろうか?

このように、コピーレフトが否定しようとしているのはいわゆる「著作権」全体ではなく、「コピーライト」なのである。コピーレフトは、ソフトウェアを独占的に秘匿し、その流通を制限することによって利潤を上げるようなビジネスモデルを否定する。しかし、それ以外は何も否定していないという点が重要である。なぜそのようなビジネスモデルを否定するかと言えば、現時点での技術水準を考慮すればそのようなものを認めるほうが認めないよりも弊害が大きいという極めて単純な理由に尽きる^{*14}。利潤は、サポートやコンサルティングで上げればよいというのがコピーレフトの主張だ。

よって、GNU GPL や、その背後にあるコピーレフトの概念に対し、「著作権を否定している」ないし「著作権者の権利を軽視している」というような批判を浴びせるのは間違いであろう。

^{*12} 出版者が扱うのはコンテンツではなくメディアの流通であったことに注意しよう。

^{*13} ここでは、一つコピーを作るのにかかる費用と考えて差し支えない。

^{*14} この問題に関しては [13] も参照。

逆に言えば、コピーレフトがもし脅威であるとするならば、それは著作権法と対立するからではなく、コピーレフトが普及すればするほど独立した個人としての著作権者のいわば「権利のネットワーク」が形成され、著作権法体制の中でコピーライトを序々に無力化していくという点に尽きる。著作権保護を強化して著作権者の権利を強化すればするほど、コピーレフトの保護も強力になっていくわけだ。

このように、コピーレフトはラジカルな急進主義というよりは、もはや歴史的な存在価値を失った「コピーライト」を否定し、著作権の原点としての「作者の権利」に立ち返るためのある種復古主義的な運動とも言えるのである。

4.3 GNU のライセンス

上で述べた通り、コピーレフトを実現するための手段として書かれたのが GNU GPL とその変種である LGPL(劣等一般公衆利用許諾契約書) および FDL(フリー文書利用許諾契約書) である。

最初はソフトウェアごとに別々のライセンスだったようだが^{*15}、1989 年になって法学者イーベン・モグレンらの協力の下 GNU GPL バージョン 1 が書かれて発表された [1]。現在は 1991 年に改訂されたバージョン 2[2] が広く使われている。General と謳うだけあって、このライセンスは GNU ソフトウェア全てにデフォルトで適用されることがもくろまれていたため、契約に於いて署名を必要としないなど様々な工夫が施されている。

GNU GPL そのものに関しては、著作権が主張される契約書であるという特異性や日本の著作権法との平仄の不一致など非常に興味深い話題があるが、煩瑣な法解釈論になってしまい法律の専門家ではない筆者には荷が重いのでここでは触れないことにしたい。ただし強調したいのは、GNU GPL 等のライセンスはあくまでも「手段」に過ぎず、コピーレフトこそがそもそもの目的だということである。手段は時によって変化する可能性があるが、理念としてのコピーレフトは今後とも不変であろう。

5 コピーレフトの優位性

ところで、コピーレフトが長期的に安定するためには、著作権者のコミットメントが必要だということを前で述べた。どういうことかと言うと、著作権者が自分の著作物にコピーレフトを主張すると宣言しない限り、その著作物にはコピーレフトが主張されないというごく当たり前のことである。

しかし、著作権者に何の直接的な利益も期待できない状況において、わざわざ著作権者は自分の著作物にコピーレフトを主張するであろうか。フリーソフトウェアにしようとは思っても、厄介なことは嫌だとばかり X11R6 スタイル^{*16}のライセンスのような、コピーレフトを主張しないフリーなライセンスを主張するのではないだろうか。

ストールマン本人や彼のヴィジョンに共鳴する人間ならば、自分の理想世界の実現のために、何の利益がなくてもコピーレフトを主張するかもしれない。しかし、そのような自己犠牲を万人に強いるようなシステムは、そもそも長続きしないのである。自分の著作物にコピーレフトを主張するからには、それによって何らかの利益が著作権者にもたらされると考えるのが自然だ。

コピーレフトを主張しないオープンソースソフトウェアも数多く存在するが、それらと比べてコピーレフトは有利なのであろうか。一つの典型的な例を初歩的なゲーム理論のロジックを用いて説明してみよう。

^{*15} 当時 Bison に適用されていた Bison Public License は、後に NetHack のライセンスとして使われることになった。

^{*16} 「BSD ライセンス」という表現は誤解を招く恐れがあるのでこれで統一する。詳しくは [?] を参照。

5.1 コピーレフトと囚人のジレンマ

コピーレフトによって著作権者にもたらされる利益はいくつか考えられるが、代表的なものは簡単なゲーム理論の枠組みで分析できる。以下で一例を示そう。

ある世界に A 社^{*17}が存在し、ソフトウェアを生産している。ある時 A 社は自社製品をコピーレフトの主張されないフリーソフトウェアにした。これを見た B 社が、この市場に参入しようとしている。

このような状況で、とりあえず B 社が参入するとしてその直後に両者が取れる行動 (戦略と言う) は二つ、ソフトウェアをオープンにするかクローズにするかである。二つの戦略を採ったときの両者の利益 (利得と言う) を表にしたのが以下のものだ^{*18}。

A/B	オープン	クローズ
オープン	(10,10)	(0,15)
クローズ	(15,0)	(5,5)

この表が意味するのは以下のような内容である。両者ともソースをオープンのままにしておけば、両者は協力してソフトウェアの開発にあたり、R&D 費や諸経費の削減につながるので好ましい。ところが、どちらか一方が相手のソースコードを手に入れ、自社製品としてクローズな形でリリースしてしまうと、たとえば B 社は A 社の成果をコストゼロで手に入れ、しかも A 社には何の利得もないという状況が生じる。これを B 社によるフリーライド (free ride) と言う。このような「ただ乗り」は、公共財の供給を論じる際によく現れる状況だが、実はソフトウェアなどの情報財は非排除性 (ただ乗りを排除できない)、非競合性 (限界費用がゼロ) など公共財的の主要な性質を持っているため、同等の議論が成立するのである。

こういった事態を鑑みると、相手がオープンならば自社はクローズにして成果だけ上前をはねれば良い ($15 > 10$) し、相手がクローズならばどのみち自社もクローズにすれば良い ($5 > 0$) ということになる。すなわち、「相手がどんな行動をとろうとも自社はクローズにする」というのが常な最適な戦略となるのだ^{*19}。

ところが、両者がクローズにした時の利得 (5,5) とオープンにしたときの利得 (10,10) を比較すれば、両者ともオープンにしたときのほうが明らかに利得は大きい。すなわち、不効率が発生しているのである。

このような事態をゲーム理論では「囚人のジレンマ」と呼ぶが、相手の出方が分からないために、より利得を向上させる可能性が見えているにも関わらずそうではない均衡に行ってしまうという有名な例とされている。

コピーレフトが主張されていない場合、著作権者ではない、再頒布を受けた受領者であってもソースをクローズにすることができる。マイクロソフト社製品の一部で BSD 由来のコードが使われていたのは有名な話だし、つい最近では Open Group が、X11R6.4 のライセンスを従来のコピーレフトの主張されていないフリーなものからそうではない独占的なものへと変更しようとして大混乱が生じたこともあった [10]。このように、いつフリーでなくなるかもしれない、あるいはいつライセンスに関して混乱が生じるかもしれないという危惧が拭えなければ、普及や投資^{*20}を妨げるとも考えられる。

どうしたらよいのだろうか。簡単な解決策は、何らかの手段で両者が必ずオープンにすることを義務づけ、

^{*17} 必ずしも企業である必要はない。

^{*18} ゲーム理論では戦略形と呼ばれる。

^{*19} 言い換えれば、(5,5) がナッシュ均衡である。

^{*20} 最近になって、アメリカなどでは著作権の債権化が行われるようになったが、このような手段でフリーソフトウェアを扱う企業が資金を調達しようとする際にも、ライセンスがらみの危惧は将来の不確実性リスクを高め調達を困難にすると考えられる。

強制すれば良いのである。コピーレフトが提供するものは、まさしくこのような法的強制力だ^{*21}。

コピーレフトが主張される著作物ではソースコード (かそれに対応する、改変に適した形式) が公開され、誰でも手を入れることができるわけだが、第三者が改変したらそれをまたコピーレフトの下で公開しなければならない。ゆえに、コピーレフトが主張されていれば、自社の成果は他社製品に取り込まれるかも知れないが、一方で他社の成果も自社製品に取り込むことができるのである。そこにはフリーライダーのような一方的な搾取ではなく、互恵的な共生関係が成立する。

すなわち、いったんある時点でコピーレフトが主張された著作物は、その著作物に関しては未来永劫コピーレフトであるということ、そして受領者全員が同等の権利を持つということが保障されるため、フリーライドが極めて困難になるのだ^{*22}。

ところで、例えば国立大学での研究成果を、契約を結んだ企業にのみ使わせるというのは国立大学が主に国民の税金で運用されてやっている以上あまり好ましくないが、大学がコピーレフトの下で発表すればどこかの企業が独占するということとはなくなるので理にかなっているということも言える。また最近では、GhostScript や OpenOffice/StarOffice、Qt のように、GNU GPL を適用したフリー版と商用版を分けるという戦略も存在している。これは、ユーザがコピーレフトを主張する限り自由に利用して構わないが、そうでない独占的な用途にはただ禁止するのではなく別途相談に応じる、という意味でなかなか興味深いアプローチではある。

6 今後の展望

6.1 コピーレフトの応用

これまでコピーレフトの基本的な仕組みについて説明してきたが、今後コピーレフトはソフトウェアの世界を超えて、(特に電子) 著作物全般に適用可能な概念として広まっていくと考えられる。

実際、ソフトウェア以外の著作物にコピーレフトを主張しようという試みも最近になって盛んになってきた。すでに何度も述べたように、コピーレフトとライセンスは別ものなので、基本的にソフトウェアに適用すること以外想定していない GNU GPL は適用できなくても、コピーレフトを主張する対象向けにコピー自分でライセンスを用意すれば可能だ。FSF 自身が発表した GFDL は文書を対象としているが、その他にも文書向けとしてはオープン・パブリケーション利用許諾契約書 [4] などがある。また、音楽においては GNUsrc [3] やオープンクリエイションが発表した OpenCreation Public License [16] などといった興味深い試みがあるようだ。

6.2 コピーレフトに迫る危険

繰り返しになるが、コピーレフトは個人の権利に立脚したシステムである。よって、個人から権利を奪おうとする試みはコピーレフトにとって最も大きな脅威となりうる。例えば、企業が個人のアイデアに権利を持ちうるとする判決が最近下されたが、このような事態が続けばコピーレフトは次第に衰退してしまうだろう。また、デジタルミレニアム著作権法 (DMCA) のような不当に強い権限をメディア産業に与えてしまう法律も、今後コピーレフトにとって脅威となる可能性がある。

^{*21} 一方、コピーレフトのような法的権力に頼らなくても慣習やコミュニティ内での名声によって実現できる (あるいはされている) としたのが [5] である。

^{*22} コピーレフトといわゆるアクセルロッドの Tit-For-Tat 戦略との類似性も指摘しておきたい。

また、本文中ではサポートやコンサルティングに言及したが、秘匿と流通の制限に基づくビジネス以外のビジネスモデルを早急に確立する必要がある。いわゆる 1990 年代末のドットコム・バブルは、むしろ新時代に適合したビジネスモデルを模索する上で障害となっていたと考えられるが、バブルがはじけた今こそ冷静かつ緻密なビジネスモデルの構築が可能となったのではなかろうか。

参考文献

- [1] Free Software Foundation. Gnu general public license version 1.
<http://www.gnu.org/copyleft/copying-1.0.html>.
- [2] Free Software Foundation, 八田真行 (訳). Gnu 一般公衆利用許諾契約書 バージョン 2.
<http://www.opensource.gr.jp/gpl/gpl.ja.html>.
- [3] GNUsrc.net. Gnu. <http://www.gnu.org>.
- [4] OpenContent.org. オープン・パブリケーション利用許諾契約書.
<http://www.opensource.gr.jp/openpub/>.
- [5] Eric S. Raymond, 山形浩生 (訳). ノウアスフィアの開墾. <http://cruel.org/freeware/noosphere.html>.
- [6] Eric S. Raymond, 山形浩生 (訳). 伽藍とバザール. <http://cruel.org/freeware/cathedral.html>.
- [7] Richard M. Stallman. Initial announcement. <http://www.gnu.org/gnu/initial-announcement.html>.
- [8] Richard M. Stallman. Why "free software" is better than "open source".
<http://www.gnu.org/philosophy/free-software-for-freedom.html>.
- [9] Richard M. Stallman, 山形浩生. リチャード・ストールマン interview.
<http://www.hotwired.co.jp/matrix/9709/>.
- [10] Richard M. Stallman, 八田真行 (訳). X window の罫. <http://www.gnu.org/philosophy/x.ja.html>.
- [11] Richard M. Stallman, 八田真行 (訳). フリーおよびフリーではないソフトウェアの分類.
<http://www.gnu.org/philosophy/categories.ja.html>.
- [12] Richard M. Stallman, 八田真行 (訳). Bsd ライセンスの抱える問題.
<http://www.gnu.org/philosophy/bsd.ja.html>.
- [13] Richard M. Stallman, 八田真行 (訳). 自由 - それとも著作権? <http://www.gnu.org/philosophy/free-or-copyright.ja.html>.
- [14] Richard M. Stallman, 八木都志郎 (訳). Gnu プロジェクト.
<http://www.gnu.org/gnu/thegnuproject.ja.html>.
- [15] Richard M. Stallman, 引地美恵子 (訳), 引地信之 (訳). Gnu 宣言. <http://www.gnu.org/japan/manifesto-1993j-plain.html>.
- [16] オープンクリエイション. Opencreation public license.
<http://www.opencreation.org/ocm/ocpl/index.html>.
- [17] 白田秀彰. 著作権の原理と現代著作権理論. <http://orion.mt.tama.hosei.ac.jp/hideaki/theory.htm>.
- [18] 引地信之, 引地美恵子. Think GNU - プロジェクト GNU 日記とソフトウェアの憂鬱. ビレッジセンター出版局, 1993.
- [19] 森村進. 財産権の理論. 弘文堂, 1995.